

岩見沢市立総合病院 物品管理業務 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施の目的

この要領は、岩見沢市立総合病院 物品管理業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務委託仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も優れた提案及び能力を有する者を本業務の随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 岩見沢市立総合病院 物品管理業務
- (2) 当院の概要
- ①所在地 岩見沢市9条西7丁目2番地
 - ②診療科目 内科、消化器内科、小児科、外科（人工透析含む）、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、形成外科
 - ③許可病床数 484床
(一般365床、精神115床、感染症4床)
- (3) 業務の目的 院内における医薬品・診療材料・消耗品等の調達・搬送業務を、業務量に応じた効率的な人員体制で適正かつ迅速に行うことに加え、各種データ分析に基づく購買及び在庫の適正管理、購買価格の削減に向けた積極的な提案、診療報酬請求への確実な反映による保険請求漏れの防止など、物流及び物品全般の情報を一元的に管理することにより、当院の物品管理に要する業務量の軽減や経営改善に寄与することを目的とする。
- (4) 事業内容 別紙「物品管理業務委託仕様書」のとおり
なお、上記仕様書は現状の運用方法に基づき、当院が求める標準的な業務水準及び業務内容を一例として示したものである。より効果的かつ効率的な運用により、本仕様書に示す内容と同程度以上の目的を達成することができる場合、最終的に提案者の企画提案を加味して協議の上、当院のニーズに合致した運用仕様を決定するものとする。
- (5) 業務量等 購入品目数（マスタ件数）並びに令和4年度購入額(税抜)
- | | | | |
|------|---|---------|------------|
| 医薬品 | ： | 2,359品目 | 25億3,800万円 |
| 診療材料 | ： | 3,896品目 | 9億2,600万円 |
| 消耗品 | ： | 190品目 | 3,048万円 |
| 合計 | ： | 6,445品目 | 34億9,448万円 |
- (6) 実施期間
- ①準備期間 審査結果通知の翌日～令和6年3月31日（当院費用負担なし）
 - ②委託期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3か年）

※本委託業務は、地方自治法第234条の3の規定及び岩見沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約とするため、プロポーザル終了後において

も、令和6年度岩見沢市病院事業会計予算のうち当該契約に係る予算が議決されなかった場合は、本件の契約手続について停止等を行うことがある。

また、翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除または減額があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、解除により生じた損害の賠償を本市に請求することができない。

※事業者からの企画提案により現行からの運用変更を伴う場合で、候補者選定後の交渉において上記の準備期間では十分な院内周知及び準備が困難と判断された場合には、双方の協議により、委託期間の始期及びそれまでの準備期間の日数を変更する場合がある。

3 参加資格要件

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加者、参加者の役員又は参加者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 本要領配布開始日以降、岩見沢市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 租税等に滞納がないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (9) 当院と同規模以上（許可病床数300床以上）の急性期病院において物流管理業務（医薬品または診療材料の搬送・在庫管理等）の実績が5年以上あること。
- (10) 本事業の運営にあたり、関係法令に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、参加表明の時点でそれらを有するか、若しくは令和6年4月1日までに確実に取得する見込みであること。
- (11) 個人情報保護のために必要な措置（（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等）を講じていること。

4 現地見学について

- (1) 実施期間 令和5年10月16日（月）～10月19日（木）
- (2) 時間帯 午前9時から午後5時まで
- (3) 場所 岩見沢市立総合病院 地下1階 薬品倉庫、診療材料及び消耗品倉庫
- (4) 事前予約 現地見学は、10月13日（金）までに予約すること。

予約問合せ：事務部管理課経営係（担当：岩谷）

TEL 0126-22-1650（内線1265）

5 本件に関する質疑

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書等に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 受付方法

公募型プロポーザル質問書（様式第4号）に記入の上、電子メールにより送信すること。

メールアドレス：h-keiri@city.iwamizawa.lg.jp

(2) 受付期間

令和5年10月10日（火）～10月20日（金）正午

(3) 回答方法

令和5年10月24日（火）までに当院ホームページへの掲載をもって回答とする。

ただし、質問の内容によって事業者の選定に公平性を保てないと判断された場合等は回答を行わない場合がある。

6 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出しなければならない。

なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(2) 提出書類

ア（様式第1号）公募型プロポーザル参加申込書（誓約書）

イ（様式第2号）業務実績書

- ・業務の履行実績を示す契約書（頭書）及び業務内容のわかる仕様書の写し（両面印刷とし、2-upでも構わない。）を添付すること。なお、金額や守秘義務により公表できない部分は黒塗り等でも可とする。

ウ 法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可。）

エ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）※直近決算時のもの

オ 納税証明書（写し可。）

- ・参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限る。

- ・都道府県税については、当該業務を主に担当する事業所が属する都道府県のものを出すこと。

カ（様式第3号）誓約書

(3) 提出方法

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する（郵送の場合は書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。）。

(4) 提出部数 各1部

- (5) 提出期限 令和5年10月27日(金) 正午
(持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで)
- (6) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係

(7) 参加資格要件の審査

提出書類に基づき、3に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和5年10月31日(火)までに、参加表明書に記載された連絡責任者のメールアドレス宛てに審査結果を通知する。

参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により説明を求められることができる。当院は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

7 企画提案書類の作成及び提出

企画提案への参加決定の通知を受けた事業者は、別途定める「物品管理業務プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
- ・企画提案書(様式第5号及び任意様式)
 - ・参考見積書(様式第6号)及び積算内訳
 - ・企画提案ヒアリング等出席報告書(参加決定通知の際に別途送付する。)
- (2) 提出方法 「公募型プロポーザル提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送による(郵送の場合は書留等発送の事実を証することができる方法とし、提出期限必着とする。)
- (3) 提出部数 正本1部、副本14部(副本はコピーで可)
- (4) 提出期限 令和5年11月10日(金) 午後4時
(持参の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで)
- (5) 提出先 〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地
岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係

8 企画提案の審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案の審査及び候補者の選考を公正に行うため、「物品管理業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)を設置する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ア 実施予定日時 令和5年11月21日(火) 午後 ※詳細については、別途通知する。
- イ 出席者 4名以内(配置を予定している業務管理責任者、医薬品・診療材料管理者のいずれか1名以上を含むこと。)
※別途送付する「企画提案ヒアリング等出席報告書」により報告すること。
- ウ 説明時間 各15分程度(質疑応答の時間は除く。)

- エ 説明方法
- ・プレゼンテーションに用いるパソコンは、参加者が準備し持参すること。
 - ・当院の 42 型モニタ（HDMI または VGA 接続）を使用することができる。

9 候補者の選定・契約締結の交渉

- (1) 別に定める評価基準に基づき、審査委員会で総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を候補者として選定する。
- (2) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を候補者とする。さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。
- (3) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の提案者を候補者とする。
- (4) 参加者が 1 者のみであった場合は、審査委員会による評価点の合計得点率が 6 割以上で、かつ受託候補者として適当であると認められた場合のみ、候補者とする。
- (5) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により通知するとともに、岩見沢市立総合病院のホームページにおいて公表する。
 - ア 結果の通知 令和 5 年 1 2 月中旬（予定）
 - イ 公表内容 候補者の名称、評価点数
- (6) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

10 契約の締結

審査結果通知後、候補者と契約締結の交渉を行うこととする。

なお、委託業務の契約締結に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と当院は、企画提案の内容をもとに、業務の履行に必要な詳細な仕様協議と調整を行い、この交渉が整ったとき、随意契約の手続きに進むものとする。ただし、審査結果通知日から 30 日以内に交渉が整わない場合は、次点に選定された者と改めて契約締結の交渉を行う。

11 スケジュール

- | | |
|------------------|---|
| (1) 実施要領の配布期間 | 令和 5 年 1 0 月 1 0 日（火）～1 0 月 2 7 日（金） |
| (2) 現地見学 | 令和 5 年 1 0 月 1 6 日（月）～1 0 月 1 9 日（木） |
| (3) 実施要領に関する質問期間 | 令和 5 年 1 0 月 1 1 日（水）～1 0 月 2 0 日（金） 正午 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火） |
| (5) 参加表明書提出期限 | 令和 5 年 1 0 月 2 7 日（金） 正午 |
| (6) 参加表明書の審査結果通知 | 令和 5 年 1 0 月 3 1 日（火） まで |
| (7) 企画提案書類提出期限 | 令和 5 年 1 1 月 1 0 日（金） 午後 4 時 |
| (8) プレゼンテーションの実施 | 令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火） 午後 予定 |
| (9) 選定結果の通知 | 令和 5 年 1 2 月中旬 |

12 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。
- (2) 提出された書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、病院内及び審査委員会での

使用に限って必要に応じ複写する場合があるが、無断で公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、岩見沢市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）の規定による請求に基づき、提出書類を公開することがある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

1 3 その他

(1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 参加申込書または企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の当院との契約等について何ら不利益な取扱いをするものではない。

(3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。

①提出書類に不備または虚偽の記載があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

②審査委員、市及び当院職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

1 4 問合せ先

岩見沢市立総合病院 事務部管理課経営係（担当：岩谷）

〒068-8555 岩見沢市 9 条西 7 丁目 2 番地

TEL 0126-22-1650（内線 1265）

FAX 0126-25-0886

E-Mail h-keiri@city.iwamizawa.lg.jp